

議案第3号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第9号」を「第8号」に改め、第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第8条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第2条第1項第4号に掲げる者となったとき

第2条 大阪市職員互助会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「公立大学法人大阪市立大学」を「公立大学法人大阪」に、「もの」を「もの（公立大学法人大阪の成立の際現に公立大学法人大阪市立大学の役員又は職員であった者であって公立大学法人大阪の成立の日から引き続き公立大学法人大阪の役員又は職員であるものに限る。）」に改め、同項第7号中「の役員」を「及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の役員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中大阪市職員互助会条例第2条第2項第6号の改正規定 公立大学法人大阪の成立の日
- (2) 第2条中大阪市職員互助会条例第2条第2項第7号の改正規定 地方独立行政法人大阪市博物館機構の成立の日

平成31年 2 月 7 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

職員互助会の会員の範囲及び会員の資格喪失の原因となる事由を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員互助会条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(互助会の組織)

第 2 条 省 略

2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第 8 条 (第 6 号から第 9 号までに掲げる
第 8 号

者にあつては、同項、第 7 条及び第 8 条) の規定の適用については、職員とみなす。

(1) - (5) 省 略

(6) 地方公務員等共済組合法施行令 (昭和37年政令第352号) 第 2 条第 5 号に掲げる者

(7) - (9) 省 略

(6) (8)

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その日の翌日から会員の資格を喪失する。

(1) - (4) 省 略

(5) 第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる者となったとき

(5) 省 略

(6)

大阪市職員互助会条例（抄）

（第2条による改正関係）

（互助会の組織）

第2条 省 略

2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（第6号から第8号までに掲げる者にあつては、同項、第7条及び第8条）の規定の適用については、職員とみなす。

(1) - (5) 省 略

(6) 公立大学法人大阪市立大学の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第

152号）第3条第1項第2号の規定に基づく公立学校共済組合の組合員であるもの（公立大学法人大阪の成立の際現に公立大学法人大阪市立大学の役員又は職員であつた者であつて公立大学法人大阪の成立の日から引き続き公立大学法人大阪の役員又は職員であるものに限る。）

(7) 地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法第3条第1項第5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの

(8) 省 略